

○財務省告示第六号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十年十二月二十二日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第一百七

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項、第四十七条及び第六

三 振替法の適用 社債等の振替に関する法律（平
成十三年法律第七十五号）以下
「振替法」という。の規定の適
用を受けるものとし、その振替

四 発行方法

機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの

五

方募

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

別 参 による
行 加 者 発 行
「 と 者 ・ 第 一
い う 〇 〇 〇 〇
」 〇 〇 〇 〇
非 〇 〇 〇 〇
〇 〇 〇 〇
格 〇 〇 〇 〇
競 〇 〇 〇 〇
争 〇 〇 〇 〇
入 〇 〇 〇 〇
札 〇 〇 〇 〇

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加 場

各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 〇
当 〇 〇 〇 〇
も 〇 〇 〇 〇
各 〇 〇 〇 〇
申 〇 〇 〇 〇
込 〇 〇 〇 〇
み 〇 〇 〇 〇
の 〇 〇 〇 〇
応 〇 〇 〇 〇
募 〇 〇 〇 〇
額 〇 〇 〇 〇
を 〇 〇 〇 〇
割 〇 〇 〇 〇
り 〇 〇 〇 〇
当 〇 〇 〇 〇
て 〇 〇 〇 〇
る 〇 〇 〇 〇
。 〇 〇 〇 〇
各 〇 〇 〇 〇
申 〇 〇 〇 〇

六

イ

発

入 価
札 格
発 競
行 争
額

額 〇 〇 〇 〇
面 〇 〇 〇 〇
金 〇 〇 〇 〇
額 〇 〇 〇 〇
で 〇 〇 〇 〇
八 〇 〇 〇 〇
千 〇 〇 〇 〇
二 〇 〇 〇 〇
百 〇 〇 〇 〇
五 〇 〇 〇 〇
十 〇 〇 〇 〇
七 〇 〇 〇 〇
億 〇 〇 〇 〇
円 〇 〇 〇 〇

ロ

国 債 市 場
特 別 参 加 場

特 別 参 加 者 各 〇
十 〇 〇 〇 〇
額 〇 〇 〇 〇
た 〇 〇 〇 〇
利 〇 〇 〇 〇
付 〇 〇 〇 〇
千 〇 〇 〇 〇
七 〇 〇 〇 〇
百 〇 〇 〇 〇
六 〇 〇 〇 〇
十 〇 〇 〇 〇
万 〇 〇 〇 〇
円 〇 〇 〇 〇
、 〇 〇 〇 〇
同 〇 〇 〇 〇
法 〇 〇 〇 〇
第 〇 〇 〇 〇
六 〇 〇 〇 〇
十 〇 〇 〇 〇
二 〇 〇 〇 〇
億 〇 〇 〇 〇
円 〇 〇 〇 〇

四 十 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き
う ち 特 別 参 加 者 各 〇
額 〇 〇 〇 〇
面 〇 〇 〇 〇
金 〇 〇 〇 〇
額 〇 〇 〇 〇
で 〇 〇 〇 〇
八 〇 〇 〇 〇
千 〇 〇 〇 〇
二 〇 〇 〇 〇
百 〇 〇 〇 〇
五 〇 〇 〇 〇
十 〇 〇 〇 〇
七 〇 〇 〇 〇
億 〇 〇 〇 〇
円 〇 〇 〇 〇

条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し

十四 初期利子

者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成二十一年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{償還金額} \times 2.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成四十年十二月二十日

十七 償還金支額

日本銀行

十八 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十年十二月二十二日